

令和 8 年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり
英・仏・米・豪国旅行会社との商談会開催業務 仕様書

1. 事業概要

(1) 事業名

令和 8 年度紀伊半島における高付加価値なインバウンド観光地づくり
英・仏・米・豪国旅行会社との商談会開催業務（以下「本業務」という。）

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 1 9 日まで

(3) 委託費の上限額

6, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 目的

紀伊半島インバウンド推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）事務局である一般財団法人奈良県ビジターズビューロー（以下「当財団」という。）は、令和 5 年度から観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」において選定されたモデル地域の一つとして、和歌山県、奈良県、三重県を含む紀伊半島が広域エリアとして連携し、英・仏・米・豪国の高付加価値旅行者の誘客を促すことで、観光産業を中心とする地域経済の活性化、自然・文化・産業の維持と発展、地域雇用の確保・所得増加へと経済が好循環する持続可能な「紀伊半島」を目指している。

本業務は、ターゲット国（英・仏・米・豪国）における高付加価値旅行者を顧客とする旅行会社をバイヤーとした商談会を紀伊半島エリア独自で開催することにより、紀伊半島の販路拡大、誘客促進を目指す。併せて、紀伊半島地域の DMC を始めとする観光関連事業者が、海外旅行会社から求められる提供価値やサービス内容について実践的に学ぶ場とすることを目的としている。

2. 事業内容

上記の目的及び「(別添) 紀伊山地とその周辺エリアマスタープラン」で定めた方針、ターゲット、KPI を踏まえ、以下の業務を行うこと。

なお、バイヤーである海外旅行会社の招請及び視察ツアーの実施は、本事業には含まない。

(1) 商談会およびレセプション会場手配・準備・当日運営

海外バイヤー（英・仏・米・豪国旅行会社）と国内サプライヤー（紀伊半島のツアー及びコンテンツを販売する事業者（国内旅行会社等）、観光協会職員）との商談会およびレセプシ

ョン（懇親会）を以下の通り実施すること。

○事業要件

（商談会）

- ・商談形式は、着座型を基本とし、円滑な商談・意見交換が可能な環境を確保すること。
- ・商談会の場で紀伊半島の魅力を伝えるプレゼンテーションの場を設けること。
- ・国内サプライヤーがスムーズに商談できるよう、商談会の場及びレセプションの場に通訳を最大12名手配すること。なお、商談会の場では、基本的に国内サプライヤー1団体につき1名を想定すること。
- ・商談時間、ローテーション回数、進行方法等の詳細については、参加者数や会場条件を踏まえ、当財団と協議の上、決定するものとする。
- ・商談会の間に昼食が必要な場合は、紀伊半島の食コンテンツの魅力を伝える内容とすること。なお、国内サプライヤーの昼食費は参加者の自己負担とすること。

（レセプション）

- ・レセプションは、紀伊半島を初めて訪問する海外バイヤーに対して紀伊半島の食コンテンツ等の魅力を伝え、おもてなしをする場にふさわしい会場・内容（飲食・イベント）とし、参加者同士が円滑に交流できるような場とすること。
- ・国内サプライヤー及び事業関係行政機関の参加費は参加者の自己負担とすること。

○開催場所

- ・白浜空港からのアクセスがよいホテル、イベント会場とすること。
- ・商談会会場とレセプション会場は、別の会場でもよい。

○出席者

（商談会）

約50名程度

- ・海外バイヤー 20社/24名（英国5社 米国5社 仏国5社 豪国5社）
- ・国内サプライヤー 12団体/24名

（レセプション）

約60名

- ・上記商談会出席者に加え、事業関係行政機関 10名程度

○開催日

令和8年11月下旬～12月上中旬を想定 ※具体的な日付は協議の上決定

○想定スケジュール

- ・次の3点と（一例）を参考にスケジュールを提案すること。

- ・海外バイヤーは、別事業にて実施する視察ツアーに併せて参加するが、商談会・レセプションの前後どちらに視察ツアーを行うかは、より効果的な商談会となるように提案すること。
- ・商談会とレセプションを同日に行う場合は、商談会とレセプション間で約1時間程度、海外バイヤーの宿泊施設での休憩時間を設けること。
- ・海外バイヤーは、白浜空港からの来日もしくは白浜空港からの帰国を想定すること。

(一例)

1日目

(-18:00 視察ツアー ※別事業にて実施)

18:00 - 20:00 レセプション

2日目

10:00 - 10:30 挨拶・地域プレゼンテーション

10:30 - 15:30 商談

※うち、1時間半程度の昼食時間を挟む

17:00 までに白浜空港へ送迎

○業務内容

- ・開催概要（当日のスケジュールや、レセプション・商談会の場合の地域プレゼンテーションなど）の企画立案を行うこと。
- ・商談ブース（15ブース程度）の企画立案を行うこと。
（会場手配、設営・装飾、レイアウト、進行管理等）
- ・会場設営や準備時間の設定を行うこと。
- ・レセプションでの紀伊半島の食コンテンツの魅力が伝わる食事メニューや紀伊半島のブランドコンセプトに沿ったイベントの企画立案を行うこと。
- ・商談会、およびレセプション実施に最適な会場の提案と手配を行うこと。
- ・受付や会場準備等のため、適切な数の運営スタッフを手配すること。
- ・パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク、アンプ、スピーカー等の必要な機器の手配を行うこと。
- ・インターネット通信環境の手配・設置を行うこと。参加者が利用可能なWi-Fi環境が備わっていれば尚よい。
- ・会場内ステージ中央へのタイトルパネル設置、および会場外の誘導案内（サイン）の設置を行うこと。
- ・開催概要のプログラムを日本語と英語で作成し、来場者に配布すること。
- ・必要人数の通訳の手配を行い、商談会当日にスムーズな商談ができるよう事前の情報提供を行うなど、適切な事前調整を行うこと。なお、必要に応じて通訳の交通・宿泊について手配を行うこと。また、通訳に係る交通費及び宿泊費を見込んだ上で見積もりを行うこと。
- ・商談の前後及び休憩時間中に必要となる物品等の手配を行うこと。
- ・具体的内容は当財団と協議の上、決定すること。

(2) サプライヤーとなる事業者の募集

- 国内のランドオペレーター・DMC、宿・交通事業者、地域DMO等（以下、国内サプライヤー）を当財団の既存のコネクションを利用しながら、12社程度（一社あたり2名上限）を招請すること。
- 招請する国内サプライヤーは以下の2点を考慮の上、当財団と協議して選定すること。
 - ・英・仏・米・豪国の旅行会社をメインターゲットとして取り扱う会社、団体。
 - ・すでに紀伊半島エリアのツアーを販売、または本商談会で紀伊半島エリアのツアーを販売する予定の会社、および紀伊半島域内でサービスを展開する会社、団体。
- 参加者の募集、とりまとめ、当日案内、問い合わせ対応等行うこと。

(3) 海外バイヤーと国内サプライヤーの商談会マッチング

- 当財団が別事業にて招請する海外バイヤー（20社）と国内サプライヤー（12団体）の要望を踏まえ、事前のマッチングを行うこと。
- マッチング作業に伴う資料作成（日本語・英語）及び情報収集を行い、とりまとめを行うこと。

(4) 旅行手配

- 以下3点の利用想定を踏まえ、参加者（海外バイヤー・国内サプライヤー・スタッフ）の送迎バスの手配を行うこと。（30名×2台程度）なお、宿泊ホテルの送迎バス利用を提案に含めても良い。
 - ・期間中の白浜町内での都度利用を想定。
 - ・海外バイヤー用（30名程度）：宿泊ホテル、商談会会場、レセプション会場、白浜空港間の送迎など
 - ・国内サプライヤー、スタッフ用（30名程度）：商談会会場とレセプション会場の送迎など
- 海外バイヤーの宿泊ホテル手配
 - ・海外バイヤー24名の1泊分（朝食付き）のホテルの手配。
 - ・1名1室とし、快適にリラックスできる部屋とすること。

(5) アンケート実施

- 本商談会の効果を検証するため、海外バイヤーおよび国内サプライヤーに対してアンケートを実施・分析を行うこと。なお、アンケート項目は当財団と協議し決定すること。

(6) その他

- 紀伊半島プロモーションに活かせる情報や素材の作成（商談会・レセプションの写真や動画作成、商談会のプレゼンテーションで使用できるような既存動画の加工）や紀伊半島らしい手土産など紀伊半島事業に効果的な工夫があれば提案すること。

3. 管理体制

受託者は本業務がトラブルなく円滑に実施できるよう十分な体制を講じること。また、業務については双方適宜協議のうえ進めること。

4. 財産・著作権

本業務によって取得した一切の財産・著作権は当財団及び連絡会議に属するものとする。成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、当財団及び連絡会議は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

また、原則、本業務によって取得した情報資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を一部財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。

5. 報告書

本業務完了後、速やかに成果品を電子媒体（PDF等）で、1部提出すること。

（ア）全業務に関する報告書（アンケートの結果と分析を含む。）

（イ）その他当財団が必要としたデータ、書類

6. 検収

本業務受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。当財団は納入日から5営業日以内に納品物の検収を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

7. 個人情報の保護

本業務受託者は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別記）を守らなければならない。

8. 疑義に関する協議

本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項およびその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、本仕様書に定めるもののほか、明示なき事項または疑義が生じた場合には協議の上決定することとする。